

○朝晩の冷え込みが厳しくなってきました。お体にお気を付けください。

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、までお問い合わせください。 027-896-4739

○群馬労働局では、働き方改革に取り組んでいる県内企業を訪問しました。

今回は、訪問した企業の取組を紹介します。

#### <紹介する企業>

- |        |             |              |            |
|--------|-------------|--------------|------------|
| 1 ページ目 | ・ 冬木工業株式会社  | ・ 昭和電気鋳鋼株式会社 | ・ 群馬合金株式会社 |
| 2 ページ目 | ・ 櫻金属工業株式会社 | ・ 鈴木工業株式会社   | ・ たくみ株式会社  |
|        | ・ 共和産業株式会社  | ・ 伊田繊維株式会社   |            |

いろいろな企業が「働き方改革」に取り組んでいるんだね。



賃金面だけでなく、働く人がやりがいや達成感、喜びを見いだせる組織作りを考えています。

時間外労働削減のため、勤怠管理システムを導入し、残業の事前申請を徹底し、残業管理を行っています。

また、年次有給休暇もシステムにより取得状況の速やかな見える化を実現。

また、会社の休日カレンダーにより、「有給休暇取得奨励日」を今年は4日設定し、交代で休みを取得するなど、遠慮なく取得できる形が定着してきています。

業種：総合建設、建築鉄骨製造  
住所：高崎市栄町27-15  
<http://www.fuyuki.co.jp/>

時代の変化と共に従業員目線で働き方改革の取組を進めております。

時間外労働の低減だけでなく年次有給休暇も入社3か月目から法定より早く多く付与し、また、ライフイベントに沿った福利厚生制度を設けております。

働き方改革を今後も推進すると共に、どうすれば従業員が幸せになるかを考え、そのためには会社は利益を出しその一部を従業員に分配し、皆が喜べる会社にしていきたいと考えております。

業種：鋳鋼品製造業  
住所：高崎市倉賀野町3250  
<http://www.showadenki-chuko.co.jp/>

いわゆる「3K職場」を払拭する働き方改革の一環として、ロボットを多用した機械化・自動化を推進しています。

それにより、作業者の負担が軽減し、生産性向上の効果が表れています。

また、従業員全員参加による改善活動「C-TPM活動」が海外2工場とともに展開され、作業サイクルタイムの短縮や生産工程のロス取りに取り組んでいます。

改善提案制度（毎月一人一件改善を実施）では、年間千件以上の改善が報告され、従業員の改善意識の高さが表れています。

業種：非鉄金属ダイカスト製造業  
住所：伊勢崎市境東新井1048-19  
<https://www.gkg-gr.com/>



生産性向上により、「働き方改革に繋げる」為には「人材の育成」すなわち職場の一人一人が改善力をつけスキルアップを図らなければならない。

その為安全第一～基礎教育～改善技能教育を進め「自らの改善力」の向上により生産性を向上させてきました。

また、それらの成果を適正に評価する事で人材育成を図っています。



業種：輸送用機械器具製造業  
住所：太田市世良田町3038-1  
<http://www.sakura-metal.co.jp/>

○



「IoT」を特段意識したわけではなく、事務室と現場が離れており、仕事の効率アップを考えた結果、必然的に「IoT」化が図られ、生産性の向上につながりました。

仕事の合理化をきっかけに事業の幅も広がっています。

また、女性労働者がいませんでしたが、CADなど女性でもできる仕事に従事してもらい、今では大きな戦力になっています。

女性には無理と決めつけず、チャンスを与え、サポートしていくことが重要だと思います。



業種：自動車用プレス金型の設計製作  
住所：太田市西新町135-8  
<http://www.suzuki-kg.com/>



「働き方改革」は長時間勤務を削減することだけではなく、労働者にはワーク・ライフ・バランスの実現を通して、充実感を得て生産性の向上と生活の質の向上を図ることの意識づけを行っています。

業務の無駄を見つけ改善する意識が働く環境の効率化につながり生産性の向上につながると考えています。

ご利用者・ご家族様には、「働き方改革」の施策をご理解していただけたこともあり、時間にメリハリをもった対応が可能になった結果、より良いサービスの提供と残業削減にもつながっています。



業種：社会福祉事業  
住所：高崎市問屋町1丁目6-4  
<http://www.takumikk.co.jp/>



試作の分野に女性がいなかったため、文系の女性社員に工業技能教育を受けてもらうなどし、現在では16%女性が占めています。

ものづくりに興味をもってもらうには、教育が一番のポイントと考えています。

また、仕事をブレイクダウンして標準化し、多能工化を進めることで、会社としてもレベルアップが図れると思います。

「働き方改革」は労働時間短縮という側面だけではなく、これからはイノベーション対応であり、それがチャンスになると考えています。



業種：自動車開発試作部品加工  
住所：高崎市島野町890番地  
<http://www.kyowa-industrial.co.jp/>



取引先業者の高齢化、後継者不在の状況が懸念されていたため、今のうちに若い社員を積極的に採用し技術を継承していく必要があると考え、

若い人が働きやすく、希望が持てるような職場づくりを経営の軸としていくことを決定し、取得しやすい有給休暇制度等各種の社内ルールを整備しました。

人手不足と言われる中、直近5年間で20～30代の若手社員20人採用し、平均年齢も29.5歳と会社の若返りに成功しました。



業種：和装品の製造・販売  
住所：桐生市境野町6-429-1  
<https://idaseni.com/>

トピックスは次のページも続きます。



<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

[https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/topics.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html)



トピックスのバックナンバーはHPを見てね!



○労務管理担当者や労働者への研修、外部専門家によるコンサルティング、労働能率UPのための設備導入などにより、働き方改革に取り組む事業主の皆様を助成金により支援します。

○働き方改革推進支援助成金の申請期限の締切等は下表のとおりです。今年度の受付が終了している助成金もありますので、ご注意の上、ご活用ください。

職場意識改善特例コース	R3.1.4(月)〆	R2.12.31(木)〆	R3.1.15(金)〆	労働局 雇用環境・均等室
団体推進コース	R2.11.30(月)〆	R3.2.22(月)〆	R3.3.1(月)〆	
労働時間短縮・年休促進支援コース	受付終了	R3.1.29(金)〆	R3.2.12(金)〆	
勤務間インターバル導入コース	受付終了	R3.1.29(金)〆	R3.2.12(金)〆	テレワーク 相談センター
テレワークコース	受付終了	R3.2.15(月)〆 (1～6か月間)	R3.3.1(月)〆	
新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース	受付終了	交付決定後 1月経過日	R2.12.4(金)〆 ※2次募集分のみ	

※職場意識改善特例コース以外は、交付決定後事業実施となります。

※申請書類の締切は、期日必着となります。

<働き方改革推進支援助成金> <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000208406.html>

<相談先：働き方改革推進支援センター> [https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/madoguchi\\_annai/hatarkikatacenter.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/madoguchi_annai/hatarkikatacenter.html)

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の制度導入に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

### 「働き方改革推進支援助成金」 職場意識改善特例コースのご案内

**重要なお知らせ**  
○事業実施期間を9月30日から12月31日まで延長しました。  
○交付申請期限を9月30日から1月4日まで延長しました。  
○支給申請期限を1月16日から1月15日まで延長しました。

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、優先休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。このコースでは、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

**助成金の概要**  
特別休暇を就業規則に規定することに向けて、支給対象となる取り組み費用の一部を助成（助成率3/4など）します。【助成上限額：50万円】

**対象**  
（※）中小企業事業主の総数  
労働者災害補償保険の適用事業主で、特別休暇の規定の整備を行う中小企業事業主（※）

事業主	従業員数	A	B
小規模（従業員数10人以下）	100人以下	500万円以下	500万円以下
中規模（従業員数11～50人）	100人以上	1,000万円以下	1,000万円以下
大規模（従業員数51人以上）	1,000人以上	1億円以下	1,000万円以下
その他の事業主	3億円以下	3,000万円以下	300万円以下

**助成金支出までの流れ**

**事業実施期間**（令和2年2月17日～令和2年12月31日）

1. 特別休暇の整備、B.支給対象の取り組みを実施  
A.特別休暇の整備  
事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。  
B.支給対象の取り組みを実施  
●支給対象の取り組みは、事業実施期間中であれば、交付決定前でも対象となります。  
●支給対象となる取り組み  
①就業規則などの作成、変更  
②外部専門家によるコンサルティング  
③労働時間短縮措置、労働者に対する研修  
④人材確保に向けた取り組み  
⑤労働者災害補償保険の導入、更新  
⑥労働時間短縮の導入、更新  
⑦テレワークの導入（テレワーク導入費は対象となりません）
2. 交付申請書の提出【申請期限：1月4日】
3. 事業終了後、支給申請書の提出【申請期限：1月15日】

**留意事項**  
申請書の記載内容を確認している「申請書」は、「申請書」は、こちらからダウンロードできます。  
電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちらをご覧ください。  
ご不明な点やご質問がございましたら、事業主の所在地を記載する御連絡先（労働局、雇用環境・均等室、または、雇用環境・均等室）にお気軽ください。

<働き方改革推進支援助成金>



<働き方改革推進支援センター>



○正社員、派遣、パート、アルバイトなどの雇用形態や業種・規模に関わらず、一人でも雇えば、「労働保険（※）」の適用事業となります。

○「労働保険（※）」の加入手続きを行っていない事業主のみなさん、労働保険に今すぐ加入の手続きを！

※「労働保険」とは、労災保険と雇用保険とを総称した名称です。

○加入手続きを怠っていると？

- 1.遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- 2.労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。
- 3.

電子申請での加入手続き、口座振替納付が便利です。

24 365

詳しくは、群馬労働局（労働保険徴収室）または最寄りの労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険 🔍

<群馬労働局HP> [https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/news\\_topics/topics/roudouhoken\\_tekiyoukikan\\_2020.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/news_topics/topics/roudouhoken_tekiyoukikan_2020.html)

